

令和7年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」
対象森林率調査（現地調査業務）（近畿ブロック）仕様書

1 件名

令和7年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）（近畿ブロック）

2 事業目的

我が国は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）において、森林を含む温室効果ガス吸収源によって、2030年度に約47.7百万t-CO₂、2040年度に84百万t-CO₂の吸収量を確保する目標を掲げている。森林吸収量の計上対象となる森林は、「森林経営」が行われている森林に限定されており、育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に森林施業が行われた森林が該当する。

本業務は、育成林のうち、「森林経営」が行われている森林（以下「FM林」という。）の割合（以下「FM率」という。）を現地調査により把握することを主な目的とする。

3 調査対象箇所

調査対象箇所数141点（うち現地調査90点、机上調査51点）で、具体的な調査箇所の所在市町村は別紙1（民有林）及び別紙2（国有林）のとおりとする。

ただし、調査対象箇所数については、後述の「4 事業内容（1）」の結果、森林所有者の許諾が得られない場合やその他の事情により調査に支障がある場合は、林野庁担当者と協議の上、変更があり得るものとする。

調査対象箇所の詳細な位置情報は、林野庁から別途提供する（新規調査箇所は紙図面（一部GISデータあり）、再調査箇所はGISデータ（一部紙データあり））。現地調査における位置精度を維持するため、受託者は調査箇所ごとに、これらの情報から小班界と等高線等が入った地図データを準備し、調査機材にインストールして現地調査の際に使用することが望ましい。

4 事業内容

事業内容は以下の（1）から（5）に記載のとおりとする。

なお、事業の実施においては、林野庁担当者のほか、別途林野庁が発注を予定している令和7年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）受託者（以下「指導取りまとめ事業者」という。）と十分に打合せ等を行い、受けた指導・助言に基づき調査結果の精度を確保する。

（1）森林所有者への通知、許諾の取得

民有林の現地調査に当たっては、林野庁より別途提供する森林所有者情報及び過年度業務において取得した許諾の意志を示した文書（以下「回答書」という。）により調査箇所の許諾の有無を確認すること。

森林所有者情報があり、かつ、回答書が確認できる場合は、あらかじめ森林所有者に対して調査実施に関する事前通知並びに近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し、調査許諾を得るとともにアンケート結果

の集計を行うこと。事前通知の結果、譲渡・相続等により森林所有者等が変更になっていることが判明した場合は、新たに森林所有者の把握、許諾等の手続きを行うこと。森林所有者の把握に当たっては、必要に応じて登記情報等を確認する。

なお、森林所有者の許諾取得及び近年の施業実施状況等の確認は原則として文書により行うこと。特に、調査対象箇所が分収造林地等森林所有者と森林の土地の所有者が一致しない場合は、森林の土地の所有者と森林所有者双方の許諾が必要となることに留意すること。

また、都道府県有林、市町村有林、国有林等において必要がある場合には、改めて入林許可を得るほか、必要に応じて林道通行許可を取得すること。

森林所有者へ送付する事前通知及び回答書等の様式については、林野庁より別途提示する。

許諾及び入林許可等については事前に取得することとし、許諾及び必要な入林許可等を得ずに現地調査を先行して実施してはならない。また、現地調査の際には、許諾及び入林許可等の写しを携行すること。

(2) 民有林に関する調査

ア 現地調査の実施

調査実施箇所がFM林に該当するかは、施業（間伐、植栽、路網整備等）の痕跡の有無によって判断されるが、施業種が定性間伐である場合は収量比数（ R_y ）が0.85未満であることが条件となる（具体的な判断基準については「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査現地調査マニュアル」（以下「調査マニュアル」という。）を参照のこと。）。

調査対象箇所においてこれらの状況が適切に把握できるよう、施業痕跡、 R_y 等に関する調査※を実施する。

※主な調査内容は次のとおり（詳細は調査マニュアル参照のこと。）

- ①1990年以降の施業痕跡の状況確認（施業の有無、確認された施業種、施業痕跡の実施時期、伐根の腐朽度・年輪の計測（年輪断面が腐朽しているなど、明確な計測が困難であるような場合には、鋸等で伐採断面を切断しなおして新たに断面を作って計測する。））
 - ②現況把握（地形、林内環境、植栽木の状況）
 - ③標準地調査（水平投影面積0.04haの円形プロットを対象小班内に1か所設置し、プロット内立木について、樹種、本数（区画別）、胸高直径（標準木20本）、樹高（標準木20本）を調査する。）
 - ④写真撮影（林相、伐根の状況を含む施業痕跡、プロット、駐車地点、所有者報告用）
 - ⑤到達経路の記録（現地でGPSにより記録（shape形式（ポイントデータ）））
- なお、①で痕跡が確認できなかった場合、または、定性間伐以外の施業の痕跡が確認された場合は、③を省略することができる。

イ 調査結果の提出

アの調査結果については、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提

出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和7年11月4日(火)までに提出することとする(履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。)。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和7年11月17日(月)(厳守)までに行うこととする(外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること)。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合はこれに従うこと。

(3) 国有林に関する調査

ア 施業履歴の収集と分析・現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況を適切に把握するため、小班ごとの施業履歴データ等を活用した机上調査を実施するとともに、調査結果の精度検証のため、施業痕跡、Ry等に関する現地調査を実施する(現地調査内容は、民有林に関する調査と同じ。詳細は調査マニュアルを参照のこと。)。この際、受託者は、机上調査で使用する「小班実行管理リスト(国有林の小班ごとに施業実績等を整理した一覧)」データを、林野庁経営企画課担当部署から借用すること。

なお、現地調査に当たっては、事前に所管する森林管理署等と調整を図るものとする。

イ 調査結果の提出

アの調査結果については、机上調査のとりまとめ結果、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理し、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和7年11月4日(火)までに提出することとする(履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。)。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和7年11月4日(火)(厳守)までに行うこととする(外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること)。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合は、これに従うこと。

(4) 調査の品質管理

本業務の実行体制としては、技術士(林業分野)又は林業技士の資格保持者(以下「資格保持者」という。)を1名以上配置することとし、森林・林業に関する調査の知識や経験が少ない者を調査員として従事させる場合は、資格保持者が0JT等の研修を実施し、調査に必要な技術や経験を習得させた上で、従事させること。また、調査結果の誤りを少なくするため、指導取りまとめ事業者へ調査結果を提出する前に、内部でのチェック体制を設けること。

調査の実施に当たっては、調査結果の品質及び精度を確保するため、指導取りま

とめ事業者が開催する講習会（座学講習及び実技講習）に調査員を参加させ、指導・助言を受けること（ただし、座学講習については、過去３年間に於いて本業務を受託した実績がある場合は受講を省略することも可能とするが、その場合でも本調査に従事した経験のない調査員はなるべく参加すること。）。なお、講習会等への参加経費は、本業務に含むものとする。

指導取りまとめ業務において、指導取りまとめ事業者に対し、全国の現地調査対象箇所のうち５％以上を抽出し、調査結果の現地検証及び同行調査を求めることとしている。このため、これに応じるとともに、指導取りまとめ事業者の指導・助言は真摯に受け止め、調査の精度向上に努めること。

講習会、調査結果の現地検証及び同行調査（過年度実施を含む）により指導取りまとめ事業者から調査に必要な技術や経験の不足を指摘された者については、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査結果の品質を確保するために必要な技術や経験を習得させた上で、調査に従事させること。

標準地調査に使用する機材は、以下の表に示した性能を満たすもの又は同等の性能を満たすものを調達し、指導取りまとめ事業者の確認を受けるとともに、機材の使用方法及び調査方法の指導を受けるなど、調査精度を高める取組を行うこと。なお、樹高計測器の使用に当たっては、測定精度を確認し、結果について品質登録カード（林野庁が定める様式）に記載し、現地調査実施前までに指導取りまとめ事業者へ提出すること。

表 調査機材

機材の種類（品名）	要求する性能等
GPS	・位置精度：3.0m 2D-RMS 程度 ・感度：トラッキング時 -165dBm、捕捉時 -148dBm 程度
PDA	・GPS 受信機との Bluetooth 接続が可能 ・ナビゲーションソフトが動作し、GPS 受信機により取得したログを記録できるもの
PDA用ナビゲーションソフト	・移動経路をシェープファイル（ポイント）として出力し保存可能なもの ・シェープファイル以外のデータを変換して、シェープファイルとする場合は、他に GPX ファイルデータも同時に提出すること
直径割巻尺	・1 mm 単位で計測可能なもの
樹高計測器	・超音波式で樹高、斜距離、水平距離が測定可能なもの（トランスポンダー（応答器）とセットで使用）

※GPS、PDA、PDA用ナビゲーションソフトは、一体型のGPSシステムを使用しても構わない。その場合、シェープファイル及びGPXファイルとして出力したデータを指導取りまとめ事業者へ提出すること。

（５）森林所有者への調査結果の通知

指導取りまとめ事業者からの指示に基づき、森林所有者へ調査結果を発送すること。また、（１）で事前通知したにもかかわらず、諸般の事由により調査できなかった箇所の森林所有者等に対して、調査できなかった旨の通知を発送すること。なお、事前通知の際に調査実施の許諾を得られなかった所有者に対しては、通知を発

送する必要はない。

5 事業実施期間

委託契約締結日 ～ 令和8年1月30日(金)

6 成果品

成果品について、令和8年1月30日(金)までに下記のとおり納入すること。納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出すること。

(1) 納入物品

調査報告書 2部

電磁記録媒体資料 1部

※電磁記録媒体資料の内容

- ・調査報告書
 - ・調査箇所に関する情報及び森林所有者情報を更新した調査箇所一覧表
 - ・調査手続書類(回答書、施業実施状況等アンケート、入林許可書、林道通行許可書等。ID番号毎に整理すること)の写し
- (3の(2)イ及び(3)イで指導取りまとめ事業者に提出した調査結果の掲載は不要とする。)

(2) 納入場所

林野庁森林整備部森林利用課 森林吸収源推進班

(調査報告書 1部 電磁記録媒体資料 1部)

国有林野部経営企画課 経営計画班

(調査報告書 1部)

7 資料閲覧等

本業務の実施に参考となる下記資料については、林野庁HPにて閲覧することが可能である(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/ondanka_zigyo.html)。

- ・過年度における本事業調査報告書
- ・調査マニュアル

8 その他

- (1) 受託者は業務の進行状況等を管理し、指導取りまとめ事業者に定期的に報告するほか、林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者の求めに応じて随時報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するため、林野庁担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、支出負担行為担当官 林野庁長官の承認を受け、本事業を第三者に再委託する場合には、本業務を通じて知り得た事項の情報の取扱いに関して必要且つ

適切な監督を行い、（３）の規定による受託者に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

- （６）本仕様書に明示されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- （７）受託者は、契約後、現地調査開始前に、現地調査における実施体制図及び安全管理体制図（緊急連絡先を明記）を林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者に提出すること。なお、実施体制図には総括責任者、現地調査従事者及び調査結果取りまとめ責任者を記載すること。資格保持者については、その旨を実施体制図に記載し、資格を証する書類を添付すること。
- （８）本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等の算定根拠書類を確認する。
- （９）受託者は、本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律 49 号）
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
 - ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
 - ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- （10）受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、別紙 3「環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書」として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
 - ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
 - エ 廃みどりの食料システム戦略の理解に努める。

※令和５年度以前調査内容との変更点

1. 1990 年以降の施業痕跡が確認できなかった調査箇所は、標準地調査を省略することができる。
(該当箇所：4 事業内容 (2) 民有林に関する調査 ア 現地調査の実施)
2. 森林所有者に対し、調査実施の事前通知を行う際、併せて近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し集計する。
(該当箇所：4 事業内容 (1) 森林所有者への通知、許諾の取得)

別紙1 民有林調査箇所
現地調査
調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
1	04近畿	24三重県	伊賀	伊賀市
2	04近畿	24三重県	伊賀	伊賀市
3	04近畿	24三重県	北伊勢	四日市市
4	04近畿	24三重県	北伊勢	津市
5	04近畿	24三重県	北伊勢	津市
6	04近畿	24三重県	北伊勢	津市
7	04近畿	24三重県	北伊勢	津市
8	04近畿	24三重県	北伊勢	津市
9	04近畿	24三重県	北伊勢	津市
10	04近畿	24三重県	南伊勢	度会郡度会町
11	04近畿	24三重県	南伊勢	鳥羽市
12	04近畿	24三重県	南伊勢	度会郡南勢町
13	04近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
14	04近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
15	04近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
16	04近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
17	04近畿	24三重県	南伊勢	多気郡多気町
18	04近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
19	04近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
20	04近畿	24三重県	南伊勢	多気郡大台町
21	04近畿	24三重県	南伊勢	度会郡玉城町
22	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	南牟婁郡御浜町
23	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	南牟婁郡紀宝町
24	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	南牟婁郡紀宝町
25	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	北牟婁郡紀北町
26	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	熊野市
27	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	熊野市
28	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	北牟婁郡紀北町
29	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	熊野市
30	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	熊野市
31	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	熊野市
32	04近畿	24三重県	尾鷲熊野	熊野市
33	04近畿	25滋賀県	湖北	長浜市
34	04近畿	25滋賀県	湖南	甲賀市
35	04近畿	25滋賀県	湖南	東近江市
36	04近畿	25滋賀県	湖南	甲賀市
37	04近畿	26京都府	由良川	宮津市
38	04近畿	26京都府	由良川	福知山市
39	04近畿	26京都府	由良川	福知山市

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
40	04近畿	26京都府	由良川	福知山市
41	04近畿	26京都府	淀川上流	相楽郡笠置町
42	04近畿	27大阪府	大阪	泉佐野市
43	04近畿	27大阪府	大阪	泉佐野市
44	04近畿	28兵庫県	加古川	丹波市
45	04近畿	28兵庫県	加古川	篠山市
46	04近畿	28兵庫県	加古川	宝塚市
47	04近畿	28兵庫県	揖保川	宍粟市
48	04近畿	28兵庫県	揖保川	姫路市
49	04近畿	28兵庫県	揖保川	神崎郡神河町
50	04近畿	28兵庫県	円山川	美方郡新温泉町
51	04近畿	28兵庫県	円山川	美方郡香美町
52	04近畿	28兵庫県	円山川	美方郡新温泉町
53	04近畿	28兵庫県	円山川	朝来市
54	04近畿	28兵庫県	円山川	美方郡新温泉町
55	04近畿	28兵庫県	円山川	美方郡香美町
56	04近畿	28兵庫県	円山川	豊岡市
57	04近畿	28兵庫県	円山川	豊岡市
58	04近畿	29奈良県	大和・木津川	宇陀市
59	04近畿	29奈良県	大和・木津川	桜井市
60	04近畿	29奈良県	大和・木津川	御所市
61	04近畿	29奈良県	大和・木津川	宇陀郡御杖村
62	04近畿	29奈良県	大和・木津川	宇陀市
63	04近畿	29奈良県	大和・木津川	天理市
64	04近畿	29奈良県	北山・十津川	吉野郡野迫川村
65	04近畿	29奈良県	北山・十津川	吉野郡十津川村
66	04近畿	29奈良県	吉野	五條市
67	04近畿	29奈良県	吉野	五條市
68	04近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
69	04近畿	30和歌山県	紀南	西牟婁郡すさみ町
70	04近畿	30和歌山県	紀南	西牟婁郡すさみ町
71	04近畿	30和歌山県	紀南	東牟婁郡串本町
72	04近畿	30和歌山県	紀南	新宮市
73	04近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
74	04近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
75	04近畿	30和歌山県	紀南	東牟婁郡串本町
76	04近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
77	04近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
78	04近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
79	04近畿	30和歌山県	紀南	東牟婁郡那智勝浦町
80	04近畿	30和歌山県	紀中	有田郡有田川町
81	04近畿	30和歌山県	紀中	日高郡日高川町
82	04近畿	30和歌山県	紀中	日高郡日高川町
83	04近畿	30和歌山県	紀中	日高郡みなべ町
84	04近畿	30和歌山県	紀中	日高郡みなべ町
85	04近畿	30和歌山県	紀中	有田郡有田川町

別紙2 国有林調査箇所(近畿ブロック)

(ア)机上調査

24三重	080_伊賀	1
	081_北伊勢	1
	082_南伊勢	9
	083_尾鷲熊野	15
24三重 集計		26
25滋賀	084_湖北	2
	085_湖南	2
25滋賀 集計		4
26京都	086_由良川	1
26京都 集計		1
28兵庫	089_加古川	3
	090_揖保川	10
	091_円山川	4
28兵庫 集計		17
29奈良	093_北山・十津川	2
	094_吉野	1
29奈良 集計		3
計		51

(イ)現地調査

調査プロット

No.	調査ブロック	県コード名称	計画区名称	森林管理局	森林管理署
1	04近畿	24三重	081_北伊勢	05近畿中国	三重森林管理署
2	04近畿	28兵庫	090_揖保川	05近畿中国	兵庫森林管理署
3	04近畿	28兵庫	090_揖保川	05近畿中国	兵庫森林管理署
4	04近畿	28兵庫	090_揖保川	05近畿中国	兵庫森林管理署
5	04近畿	28兵庫	091_円山川	05近畿中国	兵庫森林管理署

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

カ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）